

意見書

2021年10月25日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部 料金サービス課御中

151-0053

東京都渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル 6F

一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会

会長 久保 真

連絡担当者氏名：木村 孝

電話番号 03-5304-7511

電子メールアドレス info@jaipa.or.jp

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、令和3年9月25日付けで公告された接続約款の変更案等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

該当箇所	意見
特定光信号端末回線伝送機能（フレキシブルファイバ）について	<p>光ファイバが地方における国民生活の重要なインフラであることは全国どこでも変わりません。人口が少ない地域に新たに敷設する光ファイバの多くがフレキシブルファイバになってしまうと、都市部と過疎地で光ファイバの利用料に大きな差が生じることとなります。また、フレキシブルファイバにより光ファイバが敷設された地域では、NTT 東西にとって本来の光エリアの拡大のインセンティブが減退する可能性があります。また、そもそもフレキシブルファイバのみで日本全国をカバーするには無理があります。</p> <p>これは地方の振興にとって悪影響になることから、本来的には光ファイバについてもユニバーサルサービスを目指していくことが望ましいと考えます。その上、現在フレキシブルファイバについては、回線数、類型ごとの回線数（エンドユーザ宅提供、携帯電話基地局向けなど）、その他基本的な情報が公になっていないため実態が把握できません。今後、光ファイバ整備の在り方を検討するために必要な情報を研究会や約款申請などの場で公にしていくよう要望します。</p> <p>いずれにしても、フレキシブルファイバの制度化が都市部と地方の料金格差の固定化につながらないよう、引き続き検討することが必要です。</p>